

さいたま市条例 26号

さいたま市公共事業評価審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が行う公共事業の評価に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、広く公共事業に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

さいたま市公共事業評価審議会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、さいたま市公共事業評価審議会条例（令和元年さいたま市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第 2 条 会長の任期は委員の在任期間とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第 3 条 会長は、審議会開催の日の 7 日前までに、審議会開催の日時、場所及び協議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（会議の公開）

第 4 条 審議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は審議会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

（会議録）

第 5 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 審議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員
- (3) 審議の経過

2 会議録には、会長の指名した 2 人以上の委員が署名しなければならない。

（その他）

第 6 条 この規定に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和元年11月1日から施行する。

さいたま市公共事業評価審議会傍聴要領（案）

さいたま市公共事業評価審議会

1 傍聴定員

傍聴定員は、10名です。

ただし、さいたま市公共事業評価審議会運営規程第6条に該当するためさいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という）が非公開と決定した議案の審議等については、傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

2 傍聴の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、指定の時間までに、傍聴受付へお越してください。その時点で定員を超える希望者がある場合は、そこで受付を終了し、くじ方式により抽選を行います。なお、希望者が定員に満たない場合は、そこで受付を延長しません（先着順）。
- (2) 傍聴される方は、受付名簿に住所及び氏名を御記入ください。
- (3) 傍聴される方は、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 傍聴される方には、傍聴券及び審議会の資料をお配りしますが、傍聴券は、審議会終了後には、係員に御返却くださるようお願いいたします。

3 審議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するにあたって、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反した場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 傍聴される方が守るべき事項

- (1) 傍聴手続き後は、傍聴券及び審議会資料の譲渡は御遠慮願います。
- (2) 審議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないでください。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (5) 会場において、会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信情報機器を使用しないでください。

(7) その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないでください。

さいたま市公共事業評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う国土交通省所管の公共事業の事前評価、再評価及び事後評価（以下「事業評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業評価の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる事業評価の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事前評価

新たに事業費を予算化する事業等について、事業の必要性や効果、実行性等の視点から事業実施の妥当性を判断するために行う評価。

(2) 再評価

事業計画（基本構想・基本計画）策定後一定期間が経過した後も未着手である事業、事業着手後一定期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業の進捗状況や事業をめぐる社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業の必要性や効果等の視点から事業継続の是非を判断するために行う評価。

(3) 事後評価

事業完了後一定期間を経過した事業について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させるために行う評価。

(対象事業)

第3条 事前評価、再評価又は事後評価の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省が所管する国庫補助事業。
- (2) 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金要綱に基づく事業。
- (3) 上記の他、事業評価の必要性が高いと認められる事業。

(事業評価の時期)

第4条 事業評価の実施時期は、次のとおりとする。

(1) 事前評価

事業着手の検討段階から事業実施に向けた予算を計上する前までとする。また、国庫補助事業等に係る整備計画等にあつては、計画を作成し、国等へ提出する前までに実施する。

(2) 再評価

- ア 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業は、5年目の年度末までに実施する。
- イ 事業採択後5年間を経過した時点で一部供用中の事業も含め、継続中の事業は、5年目の年度末までに実施する。
- ウ 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中又は未着工の事業は、再評価実施後5年目の年度末までに実施する。
- エ 上記に定めるもののほか、社会的状況の急激な変化等により、対象とする事業に対して再評価を実施する必要があると認められる場合は、随時実施する。

(3) 事後評価

事業完了した年の翌年度末までに実施する。ただし、国庫補助等を受けて実施する事業については、国が定める事後評価実施要領等に規定する年度に実施する。

(事業評価の手法)

第5条 事業評価の評価手法は、次の各号によるものとする。

- (1) 国が求める事業については、国が策定した評価手法を用いる。
- (2) 国が求める事業以外の事業については、国が策定した評価手法に準ずる。
- (3) 事業の特殊性等により上記の評価手法の採用が困難な場合には、他の方法により事業評価を行うことができるものとする。
- (4) その他必要に応じて、評価項目を加えることができるものとする。

(事業評価案の策定)

第6条 市は、事前評価、再評価及び事後評価を行おうとするときは、事業評価に係る資料の作成を行うとともに、事業評価案を作成し、さいたま市公共事業評価審議会(以下「審議会」という。)に諮るものとする。

- 2 審議会に諮った案件に関して、審議会の意見具申を受けた場合には、速やかに対応し、その結果を、審議会へ報告するものとする。

(評価結果及び対応方針等の公表)

第7条 市は、「事業評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。

- (1) 審議会の審議結果を踏まえ確定した「事業評価書」
- (2) 審議会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

さいたま市公共事業評価実施要綱事務取扱要領

(趣旨)

1 この要領は、「さいたま市公共事業評価実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基本的解釈及び細部事項について定めるものとする。

(対象事業)

2 第3条関係

第3条第3号の「事業評価の必要性が高いと認められる事業」とは、総事業費が10億円以上の事業のうち、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業、暫定整備等を除いた事業などのことをいう。

なお、ここでいう「総事業費」とは、事業の実施に必要な用地補償費、設計費、工事費等、事業に要する経費の総額のことをいう(ただし、業務に従事する市職員の人件費、維持管理に要する経費及び基本計画等の事業の実施の判断のための予備費的検討にかかる経費は除く。)

また、「単純な更新を目的とした」とは、単独もしくは複数の既存施設を対象に、機能の向上や効率性を図りながら(軽微なものを除く)再構築を行う場合以外のことをいう。

(事業評価の時期)

3 第4条関係

(1) 第2号の「事業採択」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項に定める認可又はこれに相当するもので、原則として別表1のとおりとする。

(2) 第2号の「未着工」とは、別表2のとおりとする。

(3) 第3号の「事業完了」とは、別表3のとおりとする。

(事業評価案の策定)

4 第6条関係

(1) 事業評価案は、事業所管課が策定するものとする。

(2) 事業評価案の様式及びその記載方法については、別に定める様式による。

(評価結果及び対応方針等の公表)

5 第7条関係

(1) 「事業評価の結果」の公表は、審議会の事務局が行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

別表1 事業種別ごとの事業採択の定義

事業名	事業採択
都市公園・緑地事業	都市計画法第59条第1項に規定する認可を受けたとき又は事業費の予算化時点
土地区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第52条第1項に規定する認可を受けたとき
市街地再開発事業	都市再開発法(昭和44年法律第38号)第51条第1項に規定する認可を受けたとき
街路事業	都市計画法第59条第1項に規定する認可を受けたとき
道路事業	事業の予算化時点
下水道事業	都市計画法第59条第1項に規定する認可を受けたとき又は下水道法第4条第1項に規定する認可を受けたとき
河川事業	事業費の予算化時点
公営住宅整備事業	事業費の予算化時点
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成16年国土交通省住市発第350号)第6第1項に規定する承認を受けたとき
住宅市街地総合整備支援事業(採択時)	住宅市街地総合整備支援事業制度要綱(平成6年建設省住市発第51号)第5第1項に規定する承認を受けたとき
密集住宅市街地整備促進事業(採択時)	密集住宅市街地整備促進制度要綱(平成6年建設省住市発第46号)第5第1項に規定する承認を受けたとき

注1 事業認可に先立って、工事費等の事業費の予算化がなされた場合はその時点とする。

注2 この表以外の事業がある場合は、趣旨に照らして個別に定める

注3 「事業費の予算化時点」とは、総事業費に定める経費が予算化された年度とする。

注4 この表に限らず、これに相当する時点とすることができる。

別表2 事業種別ごとの未着工の定義

事業名	事業未着工
都市公園・緑地事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定
街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
公営住宅整備事業	工事に未着手
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手

注1 この表以外の事業がある場合は、趣旨に照らして個別に定める

注2 この表に限らず、これに相当する時点とすることができる。

別表3 事業種別ごとの事業完了の定義

事業名	事業完了
都市公園・緑地事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了した時点
街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用開始した時点
道路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用開始した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区画の整備が完了した時点
公営住宅整備事業	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として採択した事業が完了した時点
住宅市街地総合整備支援事業	原則として採択した事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として採択した事業が完了した時点

注1 この表以外の事業がある場合は、趣旨に照らして個別に定める

注2 この表に限らず、これに相当する時点とすることができる。

注3 社会資本総合整備計画事業は、計画期間が満了した時点とする。

